

## 第 部 計画の推進に向けて

## 1 . 地域福祉の推進

地域福祉の推進のためには、自助・公助・共助が相まって、公私が協働をしながら取り組みを進めていく必要があります。

その中で、障がいのある人と障がいのない人がともに協働し、住みなれた地域で安心して生活を営むことのできる地域社会をめざすことが必要です。

障がいのある人やボランティアなどを含めた地域住民の福祉を推進していきます。

## 2 . 広報活動・情報提供の充実

### (1) 計画の広報

障がいのある人や家族はもちろん、市民をはじめ関係者に計画を理解してもらい協力を得るため、計画についての分かりやすい概要版を作成して計画の周知を図ります。

また、ホームページにも掲載します。

### (2) 情報提供の充実

制度の説明やサービスについての情報提供の充実を図り、障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう努めます。

## 3 . 相談支援体制の充実

障がい者福祉施策を推進していくためには、相談支援体制の充実を図る必要があります。

また、障がいのある人のみならず、家族や障がい福祉サービス提供事業者など、地域住民全体の相談支援体制を図っていくことも大切となります。

3障がいに対応した相談支援体制の再構築など、新たな体制の充実に努めます。

## 4 . 障がい者福祉施策推進のための人材の確保・育成

障がい者福祉施策の推進のため、職員・保健師などの行政側の人材の確保・育成を図るとともに、障がい福祉サービス提供事業者など、障がい者とかかわる方の人材の確保・育成に努めます。

## 5 . 計画推進の評価

第1次小美玉市障がい者計画・第2期小美玉市障がい福祉計画に基づく諸施策が実効的に行われているか進捗状況を調査し、検討及び改善をしていきます。また、進捗状況の検討にあたっては、県及び近隣市町との連携を図るとともに、社会情勢・経済情勢に対応した検討を「小美玉市地域自立支援協議会」により行っていきます。